

## 「市場主体登記管理条例」及びその実施細則についての考察 (前編)



弁護士法人大江橋法律事務所  
弁護士 竹田 昌史

PROFILE



上海翰凌法律事務所  
律師 張 鵬程

PROFILE

### 一、はじめに

2021年4月14日、國務院第131回常務會議において「市場主体登記管理条例」（以下「条例」という。）が可決され、2022年3月1日から正式に施行されています。またその施行に合わせて、同一日時で、「条例」の実施細則にあたる「市場主体登記管理条例実施細則」（以下「実施細則」という。）が公布、施行されています。

今回の「条例」及び「実施細則」の公布、施行により、営利目的で経営活動に従事している様々な市場主体の登記管理に関する事項について、従前の複雑で混乱していた登記制度が統一化されました。また従来の実務で長年問題視されていた市場主体の「登記抹消の難しさ」、「虚偽の登記」等といった点にフォーカスした調整が行われました。

中国の現地法人にとって行政機関での登記手続は日常的に必要な事項ですので、今月のニュースレターでは、「条例」及び「実施細則」の新しい制度のポイントについて解説を行います。

### 二、登記ルールの統一、整理

#### 1. 異なる市場主体に対する同一ルールの適用

これまで、中国では、有限責任会社や株式会社といった会社制企業、パートナーシップ企業、全民所有制企業を含む非会社企業法人等、類型が異なる市場主体ごとに、登記管理に関する異なる法律規定が存在していました（詳しくは、下記図1を参照）。しかも、各法律規定によって、その制定時期や立法背景が異なり、法律規定の間で相互の調

整も不十分なところがあり、実際に適用される中で混乱が生じることもありました<sup>1</sup>。

以上のような背景を踏まえて、「条例」第2条では、その適用対象である「市場主体」について、「中華人民共和国域内で営利目的により経営活動に従事する以下の自然人、法人及び非法人組織」と定義し、①会社、非会社企業法人及びその分支機構、②個人独資企業、パートナーシップ企業及びその分支機構、③農民專業合作社（聯合社）及びその分支機構、④個人事業主、⑤外国会社の分支機構、⑥法律、行政法規が規定するその他の市場主体という6つに分類しました<sup>2</sup>。また同第3条では、市場主体は「条例」に従って登記の手続きをしなければならず、登記を経ずに、市場主体の名義で経営活動に従事してはならないものとされ、市場主体ごとに定められていた従来の法律規定は廃止されました。

これにより、各市場主体の登記情報が、主管部門の統一的な監督管理の範囲内に置かれることになりました。

<sup>1</sup> 典型的な例として、従前、登記管理に関する条例として「企業法人登記管理条例」と「会社登記管理条例」があり、前者は中外合資経営企業、中外合作経営企業、外資企業に適用され、後者は外商投資の会社に適用されると規定されていました。しかし、「外商投資の会社」の範疇がそれほど明確ではなく、文言間の調整も十分になされていませんでした。

<sup>2</sup> この分類は、中国民法典の総則第三章で規定する法人に関する分類と対応するものです。

(図1：従来の企業登記法制の整理)

市場主体	具体的分類 <sup>3</sup>	従来適用されていた登記規範 (すでに廃止)	「民法典」の規定
会社（及びその分支機構）	有限責任会社、株式会社及びその支社	「会社登記管理条例」、 「会社登録資本登記管理規定」	第76条、営利法人に該当する（法人は分支機構を設立することができる）
非会社企業法人（及びその分支機構）	全民所有制企業、集体所有制企業、聯営企業及びその分支機構	「企業法人登記管理条例」、 「企業経営範囲登記管理規定」	第76条、営利法人に該当する（法人は分支機構を設立することができる）
個人独資企業（及びその分支機構）	個人独資企業及びその分支機構	「個人独資企業登記管理弁法」	第102条、非法人組織に該当する（参照適用、分支機構を設立することができる（「個人独資企業法」第14条））
パートナーシップ企業（及びその分支機構）	一般パートナーシップ（特殊な一般パートナーシップを含む）企業、有限パートナーシップ企業及びその分支機構	「パートナーシップ企業登記管理弁法」	第102条、非法人組織に該当する（参照適用、分支機構を設立することができる（「パートナーシップ企業法」第12条））
農民專業合作社（聯合社） （及びその分支機構）	農民專業合作社、農民專業合作社（聯合社）及びその分支機構	「農民專業合作社登記条例」	第96条、特別法人に該当する（法人は分支機構を設立することができる）
個人經營企業体	個人經營の個人經營企業体、家庭經營の個人經營企業体	「個人經營企業体登記管理弁法」	第54条、自然人に該当する
外国会社の分支機構	-	「会社法」第192条第2項：「外国会社の分支機構の審査認可弁法は国务院が別途規定する。」  注：外国企業の常駐代表機構は、非営利活動に従事する機構であるため、「外国会社の分支機構」とはみなされない	-

## 2. 中央と地方の管轄区分の明確化

従前の法律規定では「一般」と「特殊」といった登記管理の級別管轄が定められてはいましたが、法規範としてみたときに、市場主体の性質、経営事業、活動範囲、資本の出所といった要素の違いを個別に確認する必要があり、登記管理の管轄区分としてはあまりにも複雑でした。

そのため、「条例」第5条では「一般」と「特殊」の管轄区分を統合した上で、原則として、国务院市場監督管理部門が全国の市場主体登記管理業務を主管するものとし、県級以

上の地方人民政府の市場監督管理部門が当該管轄区の市場主体登記管理業務を主管する旨が規定されました。その上で、「実施細則」第4条では、ある特定の状況における登記管轄について、以下のように特別管轄を定めています。

① 省級以上の人民政府又はその授権を受けた国有資産監督管理機構が出資者としての職責を履行している会社、及び当該会社が出資・設立し、且つ50%以上の持分権又は株式を保有している会社の登記管理は、省級登記機関が担う。

② 株式会社の登記管理は、地市级以上の地方登記機関が

<sup>3</sup> 「実施細則」第9条参照。

担う。

③ 外商投資企業の登記管理は、国家市場監督管理総局又はその授權を受けた地方市場監督管理部門が担う。

### 3. 市場主体の登記及び届出事項の整理、統合

従来の登記管理に関する法律規定では、「会社登記管理条例」を除けば、届出事項についての規定が極めて少なく、ある事項が登記事項に該当するのか、あるいは届出事項に該当するのか、地方ごとに判断が異なり、運用上の齟齬が生じることも少なくありませんでした。

これに対し、「条例」及び「実施細則」ではわかりやすく整理、統合されています。

まず「条例」第8条では、市場主体の登記事項について、市場主体に共通する一般登記事項と市場主体の種類に応じた個別登記事項を区別して規定しています。一般登記事項には、市場主体の名称、類型、経営範囲、住所又は主要な営業場所、登録資本又は出資額、法定代表者、事務執行パートナー又は責任者の氏名が含まれます。個別登記事項としては、例えば、有限責任会社であれば株主、株式会社であれば発起人、個人独資企業であれば出資者の氏名又は名称等が含まれます。

次に「条例」第9条では、市場主体の届出事項について、市場主体に共通する一般届出事項と市場主体の種類に応じた個別届出事項が区別して規定されています。一般届出事項には、市場主体の定款、経営期限が含まれ、個別届出事項には、有限責任会社の出資者や株式会社の発起人による引受出資額、会社の董事、監事、高級管理職、農民專業合作社（聯合社）の構成員、個人経営企業体の経営に参加する家族構成員の氏名、会社・パートナーシップ企業等の市場主体の受益所有者に関する情報等の事項が含まれます<sup>4</sup>。

更に「実施細則」第6条及び第7条では、上記の各登記及び届出事項について、「条例」第2条で定める市場主体の種類に応じて整理し、記載の具体化を図っています。

なお、市場主体の登記事項又は届出事項に変更が生じた場合について、変更の日から30日以内に、登記機関において変更登記又は変更届出を行うことが要求されています<sup>5</sup>。

## 三、登記手続の簡素化と利便性の向上

### 1. 申請資料の明確化

従前の登記管理に関する法律規定と比べると、「条例」では登記の手続が非常に整理されています。それが最も顕著に現れているのは、市場主体の設立、変更、休業、抹消等の各登記手続に必要な資料及び手続要件を区別して規定し、その中で、更に市場主体に共通の事項と個別の事項を分けて定めている点です。

まずは「条例」第16条では、市場主体の設立登記申請手続に必要な資料について、共通の規定を定めており、①申請書、②申請者の資格書類、自然人の身分証明書、③住所又は主要な営業場所に関する書類、④会社、非会社企業法人、農民專業合作社（聯合社）の定款又はパートナーシップ企業のパートナーシップ協議、⑤法律、行政法規と國務院市場監督管理部門が提出を規定するその他の資料の提出を求めています。

次に、「実施細則」は上記⑤で定める國務院市場監督管理部門が定める規則であることから、その設立登記に関し、それぞれの市場主体類型ごとに個別に必要とされる申請資料を規定しています（「実施細則」第四章）。また設立後の変更登記（第五章）、休業（第六章）、抹消登記（第七章）等の手続についても、必要に応じて市場主体の類型ごとに個別に必要とされる手続を規定しています。

更に、「条例」第16条第2項では、國務院市場監督管理部門に対して、市場主体の類型ごとに、登記資料の一覧と文書の書式<sup>6</sup>サンプルを作成した上で公開するよう義務付けています。

従来、各手続に必要な書類が地域や担当者によって異なることが日常的でした。そのため、今回の「条例」及び「実施細則」による明確化を通じて、登記手続や申請準備に関する手間やコストが相当程度軽減されることになり、市場主体にとって利便性が大幅に向上することが期待されます。

### 2. 登記フロー・手順の簡略化

#### (1) 名称事前承認制度の廃止

従前、会社の設立にあたっては、事前に会社名称の承認を申請する必要がありました。これに対し、「条例」第10

<sup>4</sup> 新設された受益所有者の届出制度については、次回のニュースレターにおいて詳しく解説します。

<sup>5</sup> 「条例」第29条第2項には、「農民專業合作社（聯合社）の構成員に変更が生じた場合、本会計年度が終了した日から90日以内に、登記機関において届出の手続きをしなければならない」と規定されています。

<sup>6</sup> 関係する文書は、市場監督管理局により2022年3月1日に公布されている。下記参照：[https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/djzcj/202203/t20220301\\_340075.html](https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/djzcj/202203/t20220301_340075.html)

条第2項では、市場主体の名称は、申請者が法により自主的に申告することができるものと規定されました。

会社名称の事前承認については、国務院が2019年3月6日に公布した「一連の行政許可事項の取消と委譲に関する決定」において、名称の事前承認を取り消す（企業、企業集団、個人経営企業体、農民專業合作社（聯合社）の名称事前承認を含む。）ことが早々に打ち出されていましたが、今回の「条例」において、登記管理に関する法律規定上、会社名称の自主申告制度が明文化されました。

## （2）登記機関による審査範囲の明確化

従前、登記機関の審査範囲に関する明確な法律上の根拠はありませんでした。そのため、登記機関は、市場主体の登記管理の際に形式審査に留めるべきか、あるいは慎重に実質審査を行うべきかを統一的に判断できず、結果的に各登記機関の担当者による個別の判断に委ねる場面が多くなっていました。

更に、登記機関による実務運用と司法の判断にも齟齬が生じていました。例えば、登記事項に係る行政訴訟事件において、登記機関が形式審査を採用すべきか、それとも実質的審査を採用すべきかについて、裁判所の認識は統一性を欠いており、登記機関が一定程度の実質的審査義務を履行しなかったとして、登記機関が敗訴する裁判例も少なからずありました。そのような裁判例が出てしまうと、登記機関は自らの審査義務の懈怠を追及されるリスクを回避するために、実務では往々にして、申請者が提出した各種申請事項や申請資料に対して不必要な実質的審査を行う傾向が強くなり、申請者にとって不要な負担を生じさせるという結果を招いていました。

以上のような問題に対応するために、新しい「条例」第19条では、登記機関は、申請資料に対して形式審査を実施しなければならないこと、並びに申請資料が全て揃っており、法定の形式に適合していることが確認できれば、その場で登記を行うことを明確に規定しました。他方で、このような行政機関の審査範囲を形式面に限定する前提として、申請者に対して、提出する申請資料の真実性、合法性、有

効性に関する責任を明確にしました（同第16条）。

## （3）清算、抹消手続の簡素化

「条例」は、市場主体の撤退というフェーズにおいても、手続の簡素化を通じた利便性の向上を図っています。

先ず、市場主体の抹消登記の前に市場主体の清算手続を経る必要がある一般抹消手続について、従前、市場主体は清算委員会の成立から10日以内に清算委員会の構成員、清算委員会の責任者の名簿を登記機関に届け出る必要がありましたが、これを廃止し、国家企業信用情報公示システムを介して公示することに改めました。

次に、例えば、会社法上、清算委員会は、清算会社の債権者に通知すると共に新聞での公告を義務付けられていますが、今回の「条例」第32条では、国家企業信用情報公示システムを介して債権者への公告を行うことができる旨を規定しました。そして、昨年末の会社法改正草案でも、国家企業信用情報公示システムを通じた債権者への公告が追加されています。このようにして、今後は、清算委員会による届出のプロセスを減らし、届出や公告にかかるコストの支出も削減されることが期待されます。

登記手続の簡便化の要請と合わせて、登記抹消が煩雑、困難であることも問題視されていました。そのため、「条例」の第33条では、一定の条件を満たす市場主体については、簡易的な抹消手続を定め、その適用対象、手続フロー、除外事由及び個人経営事業体の簡易抹消について明確に規定がなされています。

## 四、最後に

中国で事業を行う日本企業にとっては、現地法人の設立から、存続、各種の変更、抹消登記まで行政機関での登記や届出は頭を悩ます問題ですので、今回の「条例」及び「実施細則」には多くのメリットがあると思われます。今回のニュースレターでは、監督管理という視点から「条例」及び「実施細則」を見ていきたいと思います。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス：[info\\_china@ohebashi.com](mailto:info_china@ohebashi.com)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。